

今回より「ホールディングカンパニー」の具体的な設立方法について説明していきます。

「ホールディングカンパニー（持株会社）」には、事業持株会社と純粹持株会社があり、その設立方法には、大きく分けて「株式移動方式」と「抜殻方式」の2つの方法があります。

株式移動方式は、もともとある事業会社は従来どおりに事業を続け、その事業会社の株主が保有する株をホールディングカンパニーに移動させて事業会社を傘下に収める方式です。一方、抜殻方式は、もともとある事業会社が自分のところの事業を別会社に移管し、事業会社であった会社

第7回

120年続く100年企業コンサルタントが伝える「つぶれない会社」をつくるために100年続く老舗の教え!

連載

「ホールディングカンパニー」の設立方法(1)

藤間公認会計士税理士事務所 所長

藤間 秋男

がホールディングカンパニーになる方式をいいます。

具体的には、株式移動方式には「株式交換」「株式移転」などの方法があり、抜殻方式には「会社分割」などの方法があります。他にも様々な方法がありますが、ここでは、この3つの方法をクローズアップして説明していきます。なぜなら、これらの方法は現金を必要としないからです。

ホールディングカンパニーを設立するときに、事業譲渡や株式譲渡を行うと、どうしても現金が必要になります。さらに財産が移動する過程では、税金も発生してしまいます。しかし、株式交換等を行

えば、現金が必要ないだけでなく、場合によっては税金もかかりません。

では、まず株式交換と株式移転について説明します。株式交換とは、既存の会社同士との関係を、完全親会社と完全子会社にするのをいい、株式移転は、新たに100%完全親会社を創ることをいいます。

株式交換と株式移転の最大のメリットは、必ずしもキャッシュアウトを伴わないことです。また、現金買取とは違って個々の株主との交渉が不要で、債権者保護手続きも原則必要ありません。更に、税務上の要件を満たしている限

り、課税も生じません。

その一方で、デメリットとして、好ましくない株主を排除できないことが挙げられます。よって、好ましくない株主がいる場合は、株式交換などをする前に、現金買取をしておくのも1つの手です。

次回は「ホールディングカンパニー」の設立方法(2)として、会社分割を中心に説明していきます。

藤間 秋男（とうま あきお）

公認会計士・税理士・中小企業診断士・行政書士。1952年生まれ。慶應義塾大学卒業。82年藤間公認会計士税理士事務所開業。経営改善、財務強化、節税対策、経営計画、相続・事業承継対策などをテーマとした戦略と実践プログラムで好評を博す。現在有資格者40名を含む、総勢140名のTOMACONSALTAグループの代表。著書に「法人税節税チェックポイント78」他多数。